

福井運動公園自動販売機設置事業者募集要項

1 許可物件概要

別添公募物件説明書のとおり。

2 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者が応募資格を有します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者（第 2 項各号のいずれかに該当した者であつて、その事実があつた後 2 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 法人にあつては福井県内に事業所を置いていること。個人にあつては福井県内で事業を営んでいること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- (7) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

参考 地方自治法施行令抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたときまたは公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 応募条件（事業者の地域要件）

設置事業者の申込みについては次の2つの地域要件に区分するものとします。

<地域要件A>

福井県内に事業所を置いている法人。

<地域要件B>

本店の所在地が福井県内にある法人。福井県内で事業を営んでいる個人。

※地域要件Aに該当する事業者は地域要件Aの物件のみ応募可能です。

地域要件Bに該当する事業者は地域要件A、Bどちらの物件にも応募可能です。

4 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

福井県福井運動公園は、自動販売機設置場所として使用する部分について、公募（入札）の結果、最も高い金額を使用料として提示した者を「公募により選ばれたもの」とします。

「公募により選ばれた者」が都市公園法第5条第1項の規定に基づく設置許可申請を行った場合で、これに不備がない場合は、設置を許可します。

(2) 許可期間

令和7年4月1日から、令和10年3月31日まで

なお、設置期間は3年です。設置期間満了時において更新はありません。（設置期間満了に合わせて、新たに公募を行うか検討を行います。）

(3) 使用料

ア 福井県都市公園条例第11条に基づく使用料（年額1,700円/㎡）以上で入札のあった最高の価格を落札額（年額）とします。使用料には、光熱水費等を含みません。応募価格（税抜額）に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えて得た額をもって年額使用料とします。

イ 許可使用料は、年度ごと一括納入とします（設置期間が1年未満の端数があるときは、月割計算します）。別途発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。また、既納の許可使用料は返還しません。ただし、県の都合により撤去することになった場合は、協議することとします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置および撤去に必要な経費は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において専用メーター（子メーター）を設置し、それによる実費を福井県が指定する日までに納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 物件番号20以外は、外部白色無地とすること。

ウ 物件番号2～18 計17箇所をユニバーサルデザイン機とする。

エ 物件番号20は、子供向け・大人向け紙パック商品を販売すること。

オ 物件番号1、19は、ラクトアイス、氷菓子等を販売すること。

(6) 利用上の制限

設置許可期間中は次の事項を遵守してください。

ア 公園施設設置許可証の許可条件を遵守し、使用料および光熱水費を期限までに確実に納入

すること。

- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならないこと。
- ウ 自動販売機の設置および管理運営に必要な一切の業務を福井県の承諾なく第三者に委託してはならないこと。
- エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間および経路については福井運動公園事務所の指示に従うこと。
- オ 販売品目は清涼飲料水、牛乳等の飲料、アイスクリーム類とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
- カ 販売価格は標準小売価格以下の価格とすること。
- キ 設置事業者は本件許可に係る自動販売機の売上金額、売上数量等を、別に指定する期日までに福井運動公園事務所に報告すること。
- ク その他大会等の開催における制限がある場合においては、福井運動公園事務所の指示に従うこと。

(7) 維持管理

許可期間中は次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する商品の使用済容器回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。決定を取り消された場合、取消しの事実があった日から2年間は、自動販売機の公募入札・提案審査には参加できません。

- ア 正当な理由なくして、指定する期日までに公園施設設置許可申請の手続きに応じなかった場合
- イ 設置事業者が応募資格要件を満たしていない場合、また設置事業者において応募資格要件に反する事実があることを県が確認した場合
- ウ 公開の場における設置事業者の決定後に辞退等した場合
- エ 公募選定事務の円滑な執行を困難にする行為と県が判断した場合
- オ その他、設置者として適当でないと県が認めた場合

- 2 設置事業者は、許可した期間にかかわらず、許可を取り消す日の3月前までに書面にて福井運動公園事務所に通知した場合は許可を解除することができるものとします。この場合において、解除となった後継設置者を選定する入札には参加できません。

(9) 許可物件の廃止

設置事業者は、許可物件の維持管理を継続できない事由があるときは、許可期間の満了前においても許可物件の廃止の届出をすることができます。

2. 前項の定めにより設置事業者が廃止の届出をした場合において、既納の使用料は還付しません。ただし、設置事業者の責めに帰することができない事由によって廃止する必要がある場合その他、県が正当な理由があると認めた場合は、使用料を還付することとします。

(10) 使用料の返還

上記(9)2の設置事業者の責めに帰することができない事由により廃止の届出がされた場合の既納使用料については、日割りにより返還することとします。(ただし10円未満の端数は切捨て)

(11) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了したとき、または許可が取消しされた場合は速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とします。

5 応募申込書の受付

(1) 提出先

〒918-8027 福井市福町3-20
福井運動公園事務所 利用サービス課 あて

(2) 提出方法

持参または郵送による。

※郵送の場合は、封筒に「応募申込書 在中」と朱書きして、
簡易書留または書留により送付してください。

(3) 受付期間

①持参の場合 令和7年2月21日(金)から令和7年3月6日(木)までの
土日・祝日等を除く開庁日の9時～12時、13時～17時

②郵送の場合 令和7年2月21日(金)から令和7年3月6日(木)17時まで必着

(4) 提出書類

ア 福井運動公園自動販売機設置事業者応募申込書提出票(様式第1号)

イ 応募申込書(様式第2号)

ウ 誓約書(様式第3号)

エ 販売品目一覧(様式第4号)

オ 設置する自動販売機のパンフレット

カ 福井県の全ての県税に滞納がない旨の証明書(コピー可) ※発行後3か月以内のもの

キ 証明書類(コピー可) ※発行後3か月以内のもの

法人の場合・・・法人登記簿本(履歴事項全部証明書)

個人の場合・・・住民票

ク 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていることを証する書類の写し

6 応募申込書に記載する金額

- (1) 入札金額は、設置期間1年あたりの年額使用料を百円単位で記入してください。
(消費税等抜き)
- (2) 応募金額には光熱水費は含まないものとします。

7 設置事業者の決定

- (1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、施設管理者が販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、最低使用料(年額1,700円/㎡)以上で、最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者とします。ただし、最高価格の応募が二者以上ある場合は当該応募者申込立会いのもと、くじにより選定します。
- (3) 設置事業者の決定は3月7日(金)頃を予定しています。決定後、設置事業者に決定した者にもみ結果を通知します。

8 設置事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、決定から3か月以内に設置許可申請の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

9 設置許可の申請手続

設置事業者は、令和7年3月14日(金)までに、福井運動公園事務所へ、都市公園法第5条に基づく設置許可申請を行ってください。

設置許可申請書の申請期間は、4(2)の通り記載してください。

10 使用料の納付

福井県が発行する納入通知書により年度ごとに一括納付していただきます。

11 その他

許可物件(自動販売機設置場所)については、公募物件説明書等を参考に、なるべく現地において確認を行ってください。

なお、現地確認の際には職員が立会いますので、事前に連絡をお願いします。

12 問合せ先

福井運動公園事務所 利用サービス課

〒918-8027 福井市福町3-20

TEL 0776-36-1542

FAX 0776-36-1542